

令和4年度 筑前町保育所入所案内

保育所とは

保護者等が、仕事や病気その他の事由などにより子どもの保育を必要とする場合に、保護者からの委託を受けて子どもを保育する児童福祉施設です。

【筑前町の認可保育所】

保育所名	住所	電話番号	定員	開所時間	短時間利用時間
美和みどり保育所	筑前町依井2230	22-5243	150	7時～18時	9時～17時
篠隈保育所	筑前町篠隈246-1	42-2004	140		8時30分～16時30分
なずな保育園	筑前町東小田1107	42-5677	120		9時～17時
白梅保育園	筑前町原地蔵2269-1	21-1020	110		8時30分～16時30分
あさひ保育園	筑前町朝日1078-1	42-8133	90		8時30分～16時30分
あい保育園朝日	筑前町朝日2881-1	082-554-4870 ※開設準備室	60		8時30分～16時30分

※保育標準時間認定の人は、18時～19時が延長保育となります。延長保育料が、18時以降30分毎に100円必要です。ただし、保育短時間認定の人については、各保育所が定める利用時間をすぎた場合、別途延長保育料が必要となります。延長保育料は、保育所への直接支払いとなります。

【問い合わせ先】

筑前町役場 こども課 児童福祉係

〒838-0802

筑前町久光951-1(めくばーる学習館内)

TEL 0946-24-8767

FAX 0946-23-1034



1 申込から利用までの流れ

申込	<ul style="list-style-type: none"> ●一斉受付期間:11月15日(月)～12月10日(金) 時間:平日の8時30分～17時15分 ※先着順ではありません。初日から数日が大変混みあいます。分散して来庁ください。 ※書類不備の場合は受付ができません。 ※12月10日(金)を過ぎた場合は、期間内の受付者の後の入所審査となりますのでご注意ください。 ※上記期間に申込みをした場合でも、定員により希望の保育所(園)へ入所できない場合や、入所保留(空き待ち)になる場合があります。 ●年度途中入所(5月以降の入所希望):入所希望月の前々月初日から前々月末まで ※くわしくは「7.年度途中入所の申込みについて」を参照してください。
----	---

入所調整	1月
------	----

結果通知	1月下旬:入所承諾通知書発送	1月下旬:入所保留通知書発送
------	----------------	----------------

入所(園)説明会	3月上旬～中旬(各園にて)
----------	---------------

入所(園)式	4月上旬(各園にて)
--------	------------

保育料決定	4月中旬(個別に通知)
-------	-------------

※入所申込の取り下げや、入所決定後に辞退する場合は、すみやかにこども課まで連絡してください。

待機	<p>4月からの入所が保留になった場合、申請書の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和4年度中は毎月入所選考を行い、<u>入所可能となった場合のみ連絡します</u>。申請書提出後、勤務状況や世帯の状況等に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。</p> <p>※入所保留の有効期限:令和4年度末 ※次年度以降の保育所利用は改めて申請が必要です。</p>
----	--

2 保育の必要性の認定

保育所(園)、幼稚園(新制度に移行するものに限る)、認定こども園などの利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定及び保育の必要量の認定を受ける必要があります。次の3つの区分に応じて施設などの利用先が決まります。

①教育・保育給付認定区分

認定区分	要件	利用先
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上で 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(教育部分)
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で 「3.入所の要件」を満たし、保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育部分)
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で 「3.入所の要件」を満たし、保育を希望する場合	企業主導型保育施設

②保育の必要量の認定区分

保育の必要量の区分	基準となる就労などの時間
保育標準時間(最長11時間まで)	就労時間等が原則として月120時間以上の場合
保育短時間(最長8時間まで)	就労時間等が原則として月64時間以上120時間未満の場合

※短時間認定の利用時間(8時30分～16時30分もしくは9時～17時)は各保育所によって異なります。認定された利用時間以外では延長保育となり、延長保育を実施している保育所に別途料金を直接支払っていただきます。

※就労時間等が月64時間以上120時間未満であっても、常態として各保育所が設定する保育短時間の利用時間帯を超えての利用となる場合は、保育標準時間認定となる場合がありますのでこども課へご相談ください。また、保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望で保育短時間とすることができます。

3 入所の要件 ※入所申請必要書類チェック表は別紙

筑前町に住民登録し、かつ、保護者(父母とも)が次の①～⑨のいずれかに該当する子どもであり、また常時保育が必要な状態にあることが必要です。⑥⑧の理由の場合は「保育短時間」の認定となります。

保育できない理由 ※同居している65歳未満の親族で以下に該当しない人がいる場合入所の優先順位が下がります。		保育の必要量の 認定区分
①就労	ひと月において64時間以上労働することを常態としていること (勤務先へ内容を確認させて頂くことがあります。)	保育標準時間 または保育短時間
②妊娠・出産	分娩(予定)日を基準として産前8週から産後8週間	保育標準時間
③疾病・障がい	保護者に疾病や心身の障がいがある	保育標準時間
④介護・看護	同居または長期入院などしている親族を常時介護または看護している	保育標準時間 または保育短時間
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間
⑥求職活動	求職活動(起業の準備を含む)をしている	保育短時間
⑦就学	学校や職業訓練校に通っている	保育標準時間 または保育短時間
⑧育児休業	育児休業法に基づく育児休業取得者で、既に入所中の兄姉の継続利用が必要であると認められること(育児休業中の新規入所はできません) 【兄姉の継続入所期間:「育児休業対象児童が満1歳を迎える日の属する年度の末日まで」または「既に保育所を利用している子どもが小学校に就学する日の前日まで」のいずれか短い期間】	保育短時間
⑨その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合	保育標準時間

【保育認定の有効期間】3歳未満児は3歳の誕生日の前々日まで、3歳以上児は卒園まで
ただし妊娠・出産の場合は、産後8週の日の属する月の末日まで、求職活動の場合は入所後3か月間
※①から⑧について変更があった場合は、必ず届出が必要となりますので、こども課へお問い合わせください。

4 保育料について

保育所で子どもを保育するための経費は、一部を保護者のご負担いただき、大半を国と県と町の税金でまかっています。保育料は納期までに確実に納付していただきますようお願いいたします。

【保育所の運営に必要な経費の負担割合】

国が定める利用者負担		町の負担	県の負担	国の負担
保護者負担	町の追加負担			

※3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児のうち市町村民税非課税世帯については、幼児教育・保育無償化制度により、保育料をお支払いいただく必要はありません。

◆幼児教育・保育の無償化に伴う副食費について

◇3歳児～5歳児については、保育料は無償となりますが、保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。副食費は保育所に直接お支払いいただきますので、必ずお支払いいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

◇年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。免除対象となる人へは、免除通知でお知らせします。

◇0歳児～2歳児については、これまで通り保育料に含まれています。

◆保育料の決定方法について

保育料は、原則保護者(父・母)の「市町村民税額」で決まります。

父母それぞれの年間収入がともに103万円以下の場合は同居の親族を家計の主宰者として算定します。

(保護者や同居親族の転出入などの異動があった場合は、年度途中でも変更届の提出が必要です)

また、市町村民税所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除など一部の控除は適用されません。

※収入がない場合(病気・介護等就労なしの場合)も、毎年申告が必要です。申告がないと、保育料の算定ができず一定の保育料がかかることがあります。

◆保育料の切り替えは9月

4月	5月	6月	7月	8月	9	10月	11月	12	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

◇令和4年4月～令和4年8月の保育料: 令和3年度市町村民税額(令和2年1月～令和2年12月の所得)

◇令和4年9月～令和5年3月の保育料: 令和4年度市町村民税額(令和3年1月～令和3年12月の所得)

◆保育料の支払い

◇保育料の納付期限は月末(ただし12月は27日、3月は28日)です。(土日祝日の場合は、翌営業日)

◇納め忘れを防ぐために、原則として口座振替をお願いします。毎月の納期までに金融機関に行く手間が省けます。入所内定した人には、口座振替用紙をお渡します。すでにきょうだい児が保育所に入所している場合でも、別途入所する児童の口座振替手続きが新たに必要です。

◇口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、金融機関の窓口などで納付してください。

◇口座振替の手続きには、1～2か月かかります。お早めに手続きをお願いします。

◇期限内に納付が確認できないときは、督促状とともに200円の督促料がかかります。お支払いのための納付書を後日送付します。

◇保育料のお支払いについて、一時的に支払えない事情等がありましたら、お早めにこども課へご相談ください。

◇悪質な保育料の滞納については、強制執行(差し押さえ)することがあります。また、児童手当からの徴収を行うことがあります。

◆月途中で保育の必要量の認定区分が変更となる場合について

月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は、翌月1日からとなります。

(例①)求職活動中(保育短時間)の保護者が、6月1日に勤務(予定)証明書を提出した場合、7月1日から保育標準時間認定となる。

(例②)保育標準時間認定の保護者が、離職により6月1日に求職活動申立書を提出し、6月30日に勤務(予定)証明書を提出した場合、7月1日以降も保育標準時間認定となる。

5 申込みをしたときから変更があったとき

以下の内容に変更があった場合は必ず届出が必要です。

変更内容	手続き
仕事を辞めた場合	必ず保育所及びこども課へ連絡してください。離職し、その後仕事をしない場合は退所となります(6. 退所する場合参照)。なお求職活動をする場合は、求職活動申立書の提出が必要です。離職した日から3か月以内に就職し、勤務証明書を提出すれば継続入所が可能です。なお、就労から求職活動に切り替わった翌月1日から、保育必要量の区分が保育短時間に変更となります。
町内で転居した場合	支給認定証及び児童台帳登録事項変更届を提出してください。
氏名変更した場合	
保護者変更があった場合	
世帯構成が変わる場合 (結婚・同居などの増員)	世帯員の追加が必要なため、支給認定証及び児童台帳登録事項変更届を提出してください。結婚等で新たに保護者となる場合は、その人の追加書類が必要です。くわしくはお問い合わせください。
保護者が妊娠した場合	母子健康手帳が交付されたら、表紙と分娩予定日が分かるページの写しを速やかに提出してください。
保護者が出産した場合	児童台帳登録事項変更届及び出産した子のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーについては、出産した子どものマイナンバー記載の住民票(またはマイナンバーカード)と窓口来庁者の本人確認書類をお持ちになって、こども課まで来庁ください。
出産予定日の前後8週の間で退職する場合	保育の実施期間は、産後8週を経過した日の属する月の末日までとなりますので、退所日の10日前までに、退所届を提出してください。
出産後育児休業を取得する場合	育児休業証明書(勤務証明書)を提出することで、最長で「育児休業対象児童が満1歳を迎える日の属する年度の末日まで」または「既に保育所を利用している子どもが小学校に就学する日の前日まで」のいずれか短い期間、継続入所ができます。この場合、育休取得月の翌月から、保育必要量の区分が保育短時間に変更になりますのでご注意ください。
世帯構成が変わる場合 (離婚などの減員)	支給認定証及び児童台帳登録事項変更届の提出が必要です。また、ひとり親となったことを証明する書類として、児童扶養手当証書の写し等が必要です。 ※母または父だけの税額により保育料を算定し直します。ただし、母または父の収入によっては、同居親族の分を家計の主宰者として算定することがありますので、結果として保育料が高くなることもあります。 (「◆保育料の決定方法について」をご覧ください。)
勤務先や勤務形態の変更があった場合	勤務証明書を提出してください。勤務時間数により、保育必要量の区分も変更となる場合は支給認定証及び児童台帳登録事項変更届も提出してください。
住民税額の変更があった場合	速やかにこども課までご連絡ください。これにより保育料の変更がある場合は、変更の申し出があった月の翌月分から保育料が変更となります。

※児童台帳登録事項変更届や勤務証明書(育児休業証明書)の様式は、全て保育所にも置いています。

町のホームページからもダウンロードできます。

6 退所する場合

町外へ転出、保護者の退職などにより、お子さまを家庭内保育できるようになった(保育の必要性がなくなった)ときは、保育所を利用し続けることはできません。退所する日の10日前までに退所届を提出してください。

◆保護者が退職した時

求職活動期間を3か月以内で設けていますが、3か月以内に勤務要件が整わない場合は原則退所となります。ただし、求職活動として入所できるのは年度内に1回限りとなります(倒産や派遣切りなどやむを得ない場合はご相談ください)。

◆引っ越しなどで町外へ転出するとき

※届出をしないまま入所要件を満たさなくなっている場合は即刻退所になる場合があります。

7 入所にあたってのお願い

◆ご家庭で保育ができるときのお願い

保育所(園)での生活が長期間になると、お子さんも大人と同じように疲れがたまります。また、乳幼児期のお子さんにとって、「特別な人」である保護者から大切にされ守られているという安心感を抱くことが、大人になる成長の過程において、よりよい人との関係をつくる基礎となります。

育児休業中やお仕事等がお休みでご家庭で保育ができるときは、家族でふれあうことができる貴重な時間をぜひ大事に過ごされてください。

◆土曜日の保育の利用について

土曜日の保育は、その利用の必要性を確認するために、事前に各保育所(園)に申込み手続きをお願いします。

◆障がいなど気になることがあるお子さんの入所について

申請書に障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給の有無の欄、健康状況等の申告欄がありますので、該当する箇所に記入をお願いします。また、お子さんの状況によって、医師の診断書が必要となります。発達や健康状況等で不安なことがある場合は、事前に入所を希望される保育所(園)への見学をお願いします。

8 年度途中入所の申し込みについて(5月以降の入所の場合)

こども課で随時受付をします。入所の要件を満たし、保育所の受け入れ基準に余裕がある場合についてのみ途中入所が可能です。受付期間は、入所希望月の前々月初日から前々月末までです。申請用紙はこども課で随時配布いたしますので、お早めにお越しください。受付期限までに書類をそろえて申請してください。

(例)10月1日～31日入所希望の場合:受付期間 8月1日～8月31日

先着順ではなく、保育利用選考基準に基づいて入所選考を行い、保育の必要度の高い人から入所となります。受付期間の翌月上旬に入所調整結果をお知らせします。「入所可能」となった場合は、電話にてご連絡後に入所承諾兼保育料決定通知書を送付します。「入所保留」となった場合は、入所保留通知書を送付します。

※入所保留となった場合、申請書の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和3年度中は毎月入所選考を行い、入所可能となった場合のみ電話連絡します。

※育児休業からの職場復帰時(育児休業証明書を提出された人)の申請は、最長で復帰予定日の3か月前より申請を受け付けます。こども課へご相談ください。

9 注意事項

◆慣らし保育について(お子さまが園に慣れるため、通常の保育時間を短縮して保育するものです)

初めて保育所を利用されるお子さまについては、保護者の希望または保育所からの要望により、慣らし保育を行います。期間は基本的に2週間です。ただし、育休復帰の場合、復帰日から数えて最大1か月前からの範囲内で可能です。入所日は慣らし保育を含めた期間で申請してください。

(個人差がありますので、期間が延びる場合があります。)

なお、4月1日入所者は4月1日から慣らし保育期間になりますのでご注意ください。

(3月中の慣らし保育は、入所定員の関係上行うことが困難です。)

◆入所期間中に保育所を休んだ場合や慣らし保育の期間中でも、保育料は全額お支払いいただきます。

◆月途中で入所、退所した場合の保育料は、保育所の開所日数により日割で計算します。

◆入所後、毎年6月～7月頃に就労状況等の再調査を行います。また必要に応じて随時入所条件を満たしているか調査を行います。調査により家庭保育が可能な状況になったことが判明したときは、退所となります。

◆育児休業を取得された方については、育児休業から復帰した後、再度、勤務証明書を提出してください。

育児休業を延長するために保留通知が必要な人は、入所希望日に注意するとともに、入所申請時にこども課へお申し出ください。ただし、希望する保育所に待機児童がない場合は、入所が決定することがあります。